

徳島小松島港長期構想策定等業務

仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「徳島小松島港長期構想策定等業務」に適用する。

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、契約図書及び「徳島県県土整備部委託業務共通仕様書」によるものとする。

2. 業務目的

徳島小松島港の港湾計画は、平成 13 年 7 月に改訂されているが、改訂より 20 数年が経過しており、近年の港湾及び港湾背後地域における問題点・課題や、今後の社会情勢等の変化にも対応した港湾機能の再編が必要となっている。

当業務の目的は、港湾計画の改訂を念頭に、学識経験者、港湾関係者等からなる「徳島小松島港長期構想検討委員会」（以下、委員会という）を運営し、概ね 20～30 年後を見据えた徳島小松島港の将来像について議論・検討を行い、長期構想を策定することである。

3. 業務内容

3. 1 計画等準備

- ・業務を実施するに際し、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務に必要な事項を立案する。
- ・業務を実施するに際し、必要な既往資料等を収集整理する。
- ・徳島小松島港における主な取組について、整理する。

3. 2 徳島小松島港長期構想検討委員会の運営

長期構想及び港湾計画を検討するに際しては、学識経験者、関係団体等で構成される委員会を運営する。

- ・徳島小松島港長期構想検討委員会
委員数 27 名（予定）
委員会等の開催回数 3 回（予定）
- ・具体的委託内容は、以下のとおり
 - ① 委員の選定に関する助言
 - ② 委員会の開催日時の調整、開催通知、出欠確認
 - ③ 委員会の進め方についての助言
 - ④ 委員長、委員への事前説明
 - ⑤ 委員会事務局の設置
 - ⑥ 委員会の司会・進行
 - ⑦ 議事録の作成

※ 委員会の会場は、徳島市内の会議室を予定している。

※ 委員会日時の調整など、発注者の意向を十分ふまえること。

3. 3 委員会の資料作成

(1) 委員会資料作成

委員会等に提出する必要な資料を作成すること。

- ・徳島小松島港長期構想検討委員会
委員数 27 名（予定）
委員会等の開催回数 3 回（予定）
- ・資料配付部数 委員会・・・約 90 部（委員、随員、事務局等）

3. 4 「徳島小松島港長期構想」作成

概ね 20～30 年後を想定した徳島小松島港の開発、利用及び保全の基本的な方向性を検討する。
検討する内容は、以下のとおり。

(1) 徳島小松島港及び周辺地域の現況特性の整理

① 地域の現況整理

徳島小松島港の背後圏の社会経済動向について、社会・経済条件や産業、地域指定状況等について整理する。

② 港湾の現況整理

徳島小松島港の課題とポテンシャルを検討する上で前提となる港湾の沿革、港勢、利用状況等について整理する。

③ 交通体系の現況整理

徳島県内及び四国における高規格道路の整備状況及び計画等について整理する。

(2) 徳島県及び我が国経済社会の新たな潮流と世界経済を取り巻く環境変化の把握・検討

① 社会・経済情勢及び国民・県民生活の動向把握

概ね 20～30 年後の基本的な展開方向を描くため、その前提となる諸条件の動向把握と将来的な展望を行う。近年の国内及び地域情勢の変化を把握し、将来展望について考察を加え、経済産業や国民・県民生活に及ぼす影響について整理する。

② 世界経済、日本の貿易構造の変化による徳島県への影響及び動向把握

世界経済の動きや日本の貿易構造変化が徳島県に与える影響について、現状分析及び将来的な動向把握・将来展望を行う。近年の世界経済（特に、貨物動向に影響を及ぼす東アジア）の動向を把握し、将来展望について考察を加え、経済産業や国民・県民生活に及ぼす影響について整理する。（GDP、人口規模、貿易構造、資源・エネルギー需要構造 等）

③ 港湾を取り巻く諸情勢の検討

上記①、②における動向把握を踏まえ、徳島県及び我が国の港湾を取り巻く諸情勢を整理する。国内及び世界の社会経済情勢の変化と将来展望や、産業や国民・県民生活に及ぼす影響についての検討を踏まえ、徳島県及び国内の港湾を取り巻く諸情勢について整理する。

(3) 上位・関連計画の把握

徳島小松島港の長期構想を検討するに際して必要となる国、県、及び関係自治体等の計画について整理する。

(4) 徳島小松島港への要請と課題

徳島小松島港の現状や港を取り巻く周辺動向、徳島小松島港に求められている要請等を踏まえ、徳島小松島港が果たすべき役割と取り組み課題について、機能毎に抽出・整理する。

(5) 徳島小松島港の将来像と目指すべき方向性

① 将来の基本フレーム（マクロ推計）の設定

我が国や徳島県の各種経済指標と徳島小松島港取扱貨物量との関係性を分析し、長期的な経済指標見通しに基づき、20～30 年先を目標年次とした徳島小松島港取扱貨物量のマクロ推計を行う。

② 将来像と基本方針の設定

国土形成計画（国土交通省）や、四国港湾ビジョン 2040 などを踏まえ、徳島小松島港の将来像（コンセプト）と、20～30 年後のあるべき姿を示す基本方針（目指す姿）を設定する。

③ 基本戦略と取組施策の検討

前項で設定した「徳島港の将来像の実現」に向けた基本戦略と取組施策について、機能ごとに検討する。

④ 空間利用計画の検討

現状の徳島小松島港の空間利用状況と分野別将来目標・主要施策を踏まえ、それぞれの相互関係にも留意しながら、徳島小松島港の長期空間利用の方向性（空間利用ゾーニング）を検討する。この場合、臨海部だけでなく内陸部の土地利用にも配慮して、各機能が調和よく配慮されたゾーニングとする。

⑤ 長期構想実現に向けたロードマップの作成

③基本戦略と取組施策の検討等をもとに、徳島小松島港の役割・目標に向けた行動計画（＝ロードマップ）について、短期・中期・長期の時間軸に区分したうえで、機能毎に作成する。

（６）パブリックコメントへの対応

「長期構想」について、幅広い意見を徴収するため、パブリックコメントを行う。

提出された意見の取扱については、関係者等と十分協議し、必要に応じ計画に反映させること。

（７）長期構想の策定

- ・徳島小松島港長期構想検討委員会、パブリックコメント等の意見を踏まえ、徳島小松島港の長期構想を策定する。
- ・上記検討、委員会だけでなく、発注者が指示する各種協議会等へも意見を徴収し、長期構想の作成に反映すること。
- ・徳島小松島港に対する地域要請と重要港湾としての徳島小松島港への国家政策的な要請を整合させることが重要であるため、以下の観点をふまえて適切に作成すること。

① 国の基本方針の反映

② 重要港湾としての徳島小松島港の役割

③ 地域の関係者の要請への適切な対応

④ 将来の徳島小松島港の在り方に基づく、適切な土地利用計画の立案

⑤ 主要港湾施設に関する適切な整備計画の立案

⑥ 技術基準等に適合した港湾計画の立案

⑦ 徳島小松島港の振興に向けた取組の提案

⑧ 徳島小松島港に関連する協議会等（徳島小松島港カーボンニュートラルポート協議会等）の意見をふまえた提案

４．関係機関協議資料等の作成

「徳島小松島港長期構想」の決定に至る過程で行う協議に必要な資料を取りまとめる。

作成する資料は、計画内容を補足するために必要な一切の資料であり、作成にあたっては計画の立案形成過程の議論等を十分ふまえること。

５．成果品

- （１） 報告書製本（Ａ４版ファイル版綴じ） ２部
- （２） 電子データ ２部（正副）
- （３） その他（本業務による検討資料、委員会資料） １式

6. 打合せ協議

本業務の打合せは、以下のとおり実施する。

打合せ協議は、業務着手時・中間時4回・成果品納入時、計6回を想定している。

打合せ終了後は速やかに打合せ記録簿を作成・提出する。

なお、必要に応じて、適宜打合せを実施する。

7. 管理技術者

本業務における管理技術者は、(1) から (6) までのいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 技術士・総合技術監理部門（建設－港湾及び空港）
- (2) 技術士・建設部門（港湾及び空港）
- (3) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- (4) R C C M（港湾及び空港）を有し、長期構想策定業務等における管理技術者の実績を有する者
- (5) 大学又は高等専門学校卒業後、港湾及び空港業務の経験が20年以上の者で、長期構想策定業務等における管理技術者の実績を有する者
- (6) 高等学校又は専修学校卒業後、港湾及び空港業務の経験が25年以上の者で、長期構想策定業務等における管理技術者の実績を有する者

8. 照査技術者

本業務における照査技術者に要する資格は、管理技術者と同様とする。

なお、本業務における照査技術者は、管理技術者を兼ねることができないものとする。

9. 照査

業務内容に関して、照査技術者による照査を行うこと。

10. 機密の保持

受注者は、本業務により得た内容について、機密の保持を厳守しなければならない。

11. その他事項

- ・本業務により作成された成果品等の著作権は発注者に帰属するものとする。
- ・本仕様書に記載無き事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。